

◎新潟県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 令和3年1月26日から令和3年3月23日まで
- 3 作業地域 新潟市（2級水準測量、水準点9－2移設に伴う移設測量）